

## 第4節 機動捜査隊

### ○機動捜査隊の設置等に関する訓令

(平成10.11.1  
鹿児島県警察本部訓令27)

改正 令和3.3訓令10

(趣旨)

**第1条** この訓令は、鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号）第14条の23第2項の規定に基づき、鹿児島県警察機動捜査隊（以下「機動捜査隊」という。）の組織、活動等に関し必要な事項を定めるものとする。

本条…全部改正〔平成22.8訓令22〕

(組織)

**第2条** 機動捜査隊は、隊長、副隊長及び隊員をもって組織し、その編成は、別表のとおりとする。

見出し…改正・本条…一部改正〔平成22.8訓令22〕

(隊長等)

**第2条の2** 隊長には、警視の階級にある警察官をもって充て、警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する。

2 隊長は、機動捜査隊の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

3 副隊長には、警部の階級にある警察官をもって充て、本部長が任命する。

4 副隊長は、隊長を補佐するものとする。

本条…追加〔平成22.8訓令22〕

(係)

**第2条の3** 機動捜査隊に、その所掌事務を処理するため、機動捜査係を置く。

本条…追加〔平成22.8訓令22〕

(運用)

**第3条** 機動捜査隊の運用及び隊員（隊長及び副隊長を含む。）の勤務については別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

本条…一部改正(平成22.8訓令22)

(任務)

**第4条** 機動捜査隊は、次に掲げる捜査活動を行うものとする。

- (1) 犯罪捜査規範施行細則(平成29年鹿児島県警察本部訓令第21号)第8条に規定する本部長指揮事件及び第13条に規定する本部長報告事件(以下「重要事件」という。)の初動捜査
- (2) 広域又は連続的に発生する窃盗事件捜査
- (3) 犯罪多発地域における各種犯罪の捜査
- (4) 緊急配備事件又は指名手配被疑者に対する捜査
- (5) 緊急事件又は捜査本部設置事件の捜査
- (6) 人身安全関連事案における被害者の保護対策及び加害者の検挙対策等に関する捜査
- (7) その他機動力を必要とする事件の捜査

本条…一部改正(平成22.8訓令22、令和3.3訓令10)

(勤務の種別)

**第5条** 機動捜査隊の勤務は、通常勤務と特別勤務とする。

- 2 通常勤務は、機動捜査、待機及び緊急出動勤務をいう。
- 3 特別勤務は、緊急事件及び捜査本部設置事件の応援捜査並びに特命事件捜査をいう。

(活動区域)

**第6条** 通常勤務の場合における機動捜査隊の活動区域は、鹿児島市及びその周辺とする。ただし、捜査上必要があるときは、活動区域以外の地域においても活動することができる。

(勤務制)

**第7条** 機動捜査隊の勤務制は、隊長及び副隊長は毎日制勤務、隊員は交替制勤務とする。

- 2 隊員の勤務時間は、鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令(平成7年鹿児島県警察本部訓令第8号)の定めるところによる。

本条…一部改正(平成22.8訓令22)

(現場における捜査指揮等)

**第8条** 重要事件の現場に出動した隊員は、事件発生地を管轄する警察署長(以下

「所轄署長」という。)の指揮を受けて初期的捜査活動に当たるものとする。ただし、当該警察署の幹部が現場に到着していないときは、前任の機動捜査隊幹部が現場に到着しているすべての警察官を指揮して初動捜査に当たり、捜査主任官が到着したときは、現場資料を添えて引き継ぐものとする。

(隊員の措置)

**第9条** 犯罪現場に出動した隊員は、次に掲げる初動捜査を的確に行うものとする。

- (1) 犯罪現場の保存及び負傷者の救護
- (2) 目撃者及び参考人の確保
- (3) 遺留品、証拠物件等の確保
- (4) 現場付近の聞き込み捜査及び検索
- (5) 犯人の追跡及び逮捕
- (6) 犯人の潜伏、立廻先等の捜査
- (7) その他事件に応じた必要な緊急措置

2 隊員は、犯罪現場に臨場し緊急配備、手配等を必要と認めるときは、その状況を積極的に通信指令室に通報しなければならない。

(応援要請及び応援派遣)

**第10条** 所属長は、機動捜査隊の継続的な出動を必要と認めるときは、その理由を明らかにして、刑事部捜査第一課長(以下「捜査第一課長」という。)を通じて本部長に応援派遣の要請をすることができる。

2 本部長は、前項の要請があったとき又は機動捜査隊の応援派遣を必要と認めるときは、捜査第一課長にその派遣を命ずるものとする。

本条…一部改正(令和3.3訓令10)

(捜査指揮)

**第11条** 機動捜査隊の捜査指揮は、この訓令に特別の定めがある場合のほか、捜査第一課長の命により隊長が行う。

2 前条の応援派遣の場合の捜査指揮は、派遣先の所属長又は捜査本部長が行うものとする。

(通信指令室長の措置)

**第12条** 通信指令室長は、緊急事件の応急的措置のため必要があると認めるときは、機動捜査中の隊員を直接指揮することができる。

(相互協力)

第13条 隊員は、捜査に関し、活動区域内の警察官、他の無線自動車勤務員、交通機動隊員、機動鑑識隊員、通信指令室勤務員等と緊密な連携を保持し、情報資料を交換するなど、相互に協力しなければならない。

本条…一部改正〔平成22.8訓令22〕

(事件の引継ぎ)

第14条 機動捜査隊が取り扱った事件は、速やかに、関係記録及び証拠物件とともに事件引継書（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）に規定する別記様式第5号をいう。）により、所轄署長に引き継ぐものとする。ただし、県外、離島又はへき地で発生した事件にあっては、原則として検挙地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

2 逮捕依頼があったものについては、当該依頼警察署長に引き継ぐものとする。

本条…一部改正〔令和3.3訓令10〕

(装備資機（器）材)

第15条 機動捜査隊に、機動捜査活動に必要な装備資機（器）材を装備するものとする。

2 隊員は、車両及び装備資機（器）材を常時点検し、その機能が発揮できるよう整備しておかなければならない。

(教養訓練)

第16条 捜査第一課長及び隊長は、隊員に対し、実務に必要な教養訓練を行うものとする。

(勤務日誌)

第17条 隊長は、勤務日誌（別記様式）を備え付け、勤務中処理した事件事故など、その勤務状況を各班ごとに記録させるものとする。

(活動状況報告)

第18条 隊長は、毎月の活動状況を翌月7日までに捜査第一課長に報告するものとする。

(服務心得)

第19条 隊員は、別に定めのあるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 活動区域内の地理及び地形に精通するとともに、犯罪実態の把握に努めること。

- (2) 待機又は休憩中であっても出勤に備え、車両その他の装備資機(器)材を点検、整備しておくこと。
- (3) 勤務中は無線の聴取体制を保持し、通信指令室に対して出発、帰隊その他必要な事項を連絡し、捜査主管課、機動鑑識隊、所轄署及び他の無線自動車との連携を密にすること。
- (4) 常に機動捜査技能の向上に努めるとともに、捜査に必要な資料の収集・整備を行うこと。
- (5) 勤務交替をするときは、勤務中の取扱事項を確実に引き継ぐこと。
- (6) 車両の運行に当たっては、交通法令及び関係規程を遵守し、交通事故防止に努めること。

本条…一部改正(平成22.8訓令22、令和3.3訓令10)

**附 則**

- 1 この訓令は、平成10年11月1日から施行する。
- 2 機動捜査隊の設置等に関する訓令(昭和46年鹿児島県警察本部訓令第21号)は、廃止する。

**附 則** (平成22.8.30訓令22)

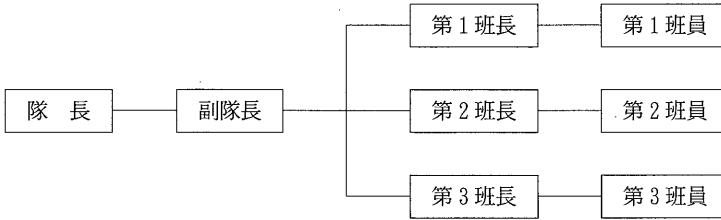
この訓令は、平成22年9月1日から施行する。

**附 則** (令和3.3.22訓令10)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

隊長	副隊長	隊員	
警視	警部	班長	班員
		警部補	警部補、巡査部長又は巡査



本表…全部改正〔平成22.8訓令22〕、一部改正〔令和3.3訓令10〕

別記様式 (第17条関係)

機 動 捜 査 隊 勤 務 日 誌

課長	理事官	隊長	課長補佐	班 長			
年 月 日 曜 天							
勤務員	当務	第 班			日 勤	第 班	
指令による出勤状況	区分 昼夜の別	緊急配備		その他		配置事件の概要	
		回数	延人員	回数	延人員		
	昼間						
	夜間						
活動の状況	職務質問	件	身体特徴照会	件	その他照会	件	
	氏名照会	件	盗品等照会	件	情報報告	件	
	犯歴確認	件	手口照会	件	書類作成	件	
主な取扱事件							
	車両走行状況	車 両		走行距離	車 両		走行距離
				km			km
				km			km
				km			km
		km			km		
備考							

第4編 刑事 機動捜査隊の設置等に関する訓令

出勤、検挙実績など

区分	項目	罪種等															
時間別 出勤 状況	朝 4～8																
	昼 8～17																
	宵 17～21																
	夜 21～4																
	計																
検挙 状況	自主検挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	協力検挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
検 挙 端 緒 別	現 認	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	職 質	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指令(110番)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	聞 込 み	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
逮 捕 別	現 逮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	通 指名手配	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	緊 逮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	任 意	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鑑 識 活 動																	

注 1 検挙関係の各欄は、 $\frac{\text{人員}}{\text{件数}}$ として計上すること。

2 検挙件数は、検挙の端緒となった1件のみを計上すること。